

## 鳥羽市地震津波等における避難路整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震津波等における避難路整備事業を実施する町内会又は自治会（以下「団体」という。）に対し、予算の範囲内において地震津波等における避難路整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することによって、安全な避難路を整備するための必要な事項を定めるものとする。

(交付手続)

第2条 この要綱に基づく補助金を受けようとする場合は、鳥羽市補助金等交付規則（昭和49年規則第7号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより交付の手続をしなければならない。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市が指定する津波避難場所若しくは避難所又は地域で指定する避難場所に通じる避難路の新設若しくは改修工事及びこれらの避難路に手すり、防護柵、津波避難路誘導標識等の整備に要する経費のうち市長が認めるものとする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 津波避難路の新設又は改修工事（手すり、防護柵、津波避難路誘導標識等の設置を伴うものを含む。）

ア 補助対象経費が100万円以下の場合 補助対象経費又は100万円のいずれか少ない額

イ 補助対象経費が100万円を超える場合 補助対象経費から100万円を控除した額に3分の2を乗じて得た額（この額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に、100万円を加えた額（この額が200万円を超えるときは、200万円）

ウ 保育所、学校施設等から児童、生徒等が避難するために行う工事の場合 補助対象経費又は300万円のいずれか少ない額

エ 平成 23 年度三重県津波浸水予測区域外への津波避難路が未整備である団  
体が行う工事の場合 補助対象経費又は 300 万円のいずれか少ない額

(2) 手すり、防護柵、津波避難路誘導標識等の整備工事

ア 補助対象経費が 70 万円以下の場合 補助対象経費又は 70 万円のいずれか  
少ない額

イ 補助対象経費が 70 万円を超える場合 補助対象経費から 70 万円を控除し  
た額に 3 分の 2 を乗じて得た額（この額に 1,000 円未満の端数を生じたとき  
は、これを切り捨てた額）に、70 万円を加えた額（この額が 120 万円を超え  
るときは、120 万円）

3 補助金の交付は、1 団体につき年間 1 回に限るものとする。

（交付申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする団体は、規則第 3 条に規定する補助金等  
交付申請書のほかに次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 整備用地の権利者の承諾書（私有地の場合）

(2) 整備前の現場状況がわかる写真

(3) 指定避難路及び工事区域（区間）を示した地図

（実績報告書）

第 5 条 団体は、補助事業完了後、規則第 10 条に規定する補助事業等実績報告書  
のほかに次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 工事契約書（請書）の写し

(2) 工事完成写真

（補則）

第 6 条 この要綱に定める書類の提出時期及びその他補助金の交付について必  
要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。